

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

現 行			改 正			改正理由
別表			別表			
小委員会 名称	委員構成	所掌事項	小委員会 名称	委員構成	所掌事項	
放射線安 全小委員 会	(略)	(略)	放射線安 全小委員 会	(略)	(略)	
特定生物 安全管理 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全主任者 3人 ・病原体取扱主任者 1人 ・各部局長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。 ・監視伝染病病原体の安全管理に関すること。 ・バイオハザードの防止に関すること。 ・微生物実験の適合性に関すること。 ・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。 ・外来生物の飼育及び実験に関すること。 ・その他の安全確保に関する必要な事項 	特定生物 安全管理 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全主任者 4人 ・病原体取扱主任者 1人 ・各部局長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人 ・委員長が指名した、法令及び特定生物に関する規程について優れた識見を有する学外委員 1人 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。 ・監視伝染病病原体の安全管理に関すること。 ・バイオハザードの防止に関すること。 ・微生物実験の適合性に関すること。 ・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。 ・外来生物の飼育及び実験に関すること。 ・その他の安全確保に関する必要な事項 	

温室効果 ガス対策 小委員会	(略)	(略)	温室効果 ガス対策 小委員会	(略)	(略)	
----------------------	-----	-----	----------------------	-----	-----	--

附 則 (細則第 13 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 6 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。